

# オランダの連結規定と企業集団概念

上 妻 義 直

Accounting Regulations on Consolidation and the Concept of Group in the Netherlands

Yoshinao KOZUMA

For implementing the Seventh Directive which is formally to be adopted on consolidated accounts in the EEC, the government of the Netherlands has presented the bill concerned the Parliament on December 11, 1986. So far it has been amended two times and the scope of consolidation was explicitly shown in the course of these amendment. Dutch legislator seems to be rather positive to require broader scope of companies to prepare consolidated accounts than that the directive prescribes. It is due to the fact that consolidated accounts of the Netherlands has been based on the concept of group which the directive does not refer on the contrary. Considering these circumstances, this paper deals with Dutch concept of group and the related part of company law as well as the bill mentioned above.

## I 問題の所在

オランダでは、EC第7号指令の確定に先だち、その予期される内容を考慮して、EC第4号指令への調整法である改正民法第2編第8章(BW Boek 2 Titel 8)に、必要最小限の連結に関する規定を盛り込んだ。改正民法(以下、現行法と称す)は1983年12月6日に成立、同年12月30日に公布されて、すでに1984年1月1日以降に始まる会計年度の企業年次決算書に対し適用されているが、1983年6月13日の第7号指令の発効により、再度の改正が必要となってきた。そして、その為の法案、つまり第7号指令の国内法化に伴う調整法案(19813号)が、1986年12月11日に議会下院に上程された。現在、法案は、第1次および第2次の修正案を経て、下院で審議中である。

この法案の注解覚書(Memorie van Toelichting)によれば、オランダではこれまで長い間、連結年次決算書は企業集団(groep)の頂点に位置する企業の年次作成書類の一部であり、法案は何ら目新しい現象をもたらすわけでもなく、個々の規定は現行法および確立された慣行によっているので、日常業務に差障りのある変更はもたらさない<sup>1)</sup>ということであった。しかし、連結に関する重要な

点、たとえば子会社の概念や、「実際問題として、連結財務報告に常に結びついてきた企業集団概念<sup>2)</sup>」において、第7号指令と現行法とでは、内容的にかなりの違いが認められる。したがって、調整法案が目新しいものではないという限り、それは現行法の連結に関する基本思想を、第7号指令より色濃く反映するものでなければならない。

このような認識の下、本稿では、現行法および調整法案の連結規定の分析を通じて、オランダ連結会計の基本的性格を明らかにしたい。

## II 現行法の連結規定

現行法の連結規定は、379条の6(連結義務)、392条の1h(非連結子会社の個別情報の添付)、403条(グループ会社の法定書類作成義務の免除)、404a条(中間親会社の連結書類作成義務免除)の各条項に見られる。とりわけ重要なのは379条の6で、その前段において「392条の1hを適用したほうが、より362条の1にいう年次決算書の提供すべき情報にとって役立つ場合を除き、子会社に関する財務情報は、親会社やその他のグループ会社の財務情報と合算されるか否かを問わず、付属明細書において連結により作成された企業集団

年次決算書<sup>3)</sup>に開示する」と規定し、連結の強制される基本的な範囲を定めている。この規定は、とくに連結義務 (Consolidatieplicht) とも呼ばれている。この定めるところによれば、現行法の適用対象たる法人、つまり企業集団の親会社は、子会社の年次決算書、監査報告書、営業報告書を個別に添付したほうが、362条の1にいう真実の映像 (getrouw beeld) の提供により貢献できる場合 (392条の1h) を除き、毎期、子会社の財務情報の連結を義務づけられている。

ところで、現行法の子会社とは、後述のように過半数持分出資会社であるが、この連結義務にいう子会社は「企業集団に所属する子会社」のことである。この点につき、議会上院法務委員会の暫定報告書 (Voorlopig Verslag) に対する法務大臣の返答覚書 (Memorie van Antwoord) には、次のように説明されている。

「実際、子会社の所属する企業集団は、その子会社の子会社（孫会社）だけでなく、その子会社の親会社や他のすべての子会社、孫会社も含む。さらに、その経済的実体には、それら以外のグループ会社も所属することがある。企業集団年次決算書とは、この全企業集団の財務情報にかかわっているのである。だから、この経済的実体に所属しない子会社は、当然、個別に会計情報を開示することになる<sup>4)</sup>」

つまり、379条の6にいう子会社とは、企業集団に所属する子会社であり、企業集団に所属しない子会社は、379条の6ではなく、392条の1hの適用をうけ、連結から除外されて、個別に財務情報を添付しなければならない子会社なのである。ちなみに、このような非連結子会社の例としては、親会社を含む企業集団が専ら商工業に従事するのに反し、子会社が銀行業を営んでいる場合などが挙げられている<sup>5)</sup>。またオランダの会計基準 (Richtlijnen voor de Jaarverslaggeving) は、それ以外に、子会社が親会社と異なった会計方針を採用しており、連結のための修正が不可能であるか、またはそのためのコストが不相応に高い場合を例示しているが (2.03.303)，後述する企業集団の概念からすれば、経営支配の確立されていないこれらの会社も実質的に企業集団からはずれる子会社の例だと考えられる。いずれにしろ、現行

法の連結規定には、その基礎に企業集団=グループの概念があり、それを基準として連結範囲が決定される構造となっている。

このような考え方は、連結の基礎としての企業集団に関する明確な定義を欠く第7号指令や、企業集団ではなく子会社を連結の基礎とする国際会計基準<sup>6)</sup>とは、かなり異なっている。つまり、これらの基準や各国の連結基準が、原則として全子会社の連結を求め、非連結子会社を列挙するという方式をとるのに対して、オランダの連結規定は、伝統的に、連結、非連結の基準を第一に企業集団への帰属性に置くのである。たとえば、後述するように、第7号指令13条の3にいう連結除外できる一時所有の子会社や連結のための情報が充分に得られない子会社についても、連結除外をそれらの限定列挙によって規定するのではなく、それらのケースは子会社が企業集団に所属しないことを示す特定の場合にしかすぎないから、もっと一般的な基準（企業集団への帰属性）によって連結範囲を規定すべきだと主張するオランダ会社法委員会の態度は、このような考え方を端的に示すものといえるだろう<sup>7)</sup>。

とにかく現行法は、企業集団概念を基準として連結義務を定めているのだが、それ以外にも、同じく企業集団概念を媒介として、任意に連結範囲に含めることができる会社を、とくに連結資格 (consolidatiebevoegdheid) 会社として認めている。そこで今、現行法の連結規定による連結範囲について整理すれば、次のようになるだろう。

①強制連結（連結義務会社）

企業集団に所属する子会社

②任意連結（連結資格会社）

それ以外のグループ会社

③連結除外義務<sup>8)</sup>

企業集団に所属しない子会社

④任意連結除外

重要性の見地から除外できる会社<sup>9)</sup>

⑤連結年次決算書作成義務免除会社

1. 404a条適用会社（中間親会社）<sup>10)</sup>

2. 403条適用会社（企業集団に所属し、特定の条件を満たす会社）<sup>11)</sup>

### III 企業集団の概念

それでは、オランダ民法は、連結の基礎としての企業集団をどのように捉えているのだろうか。次にこの問題を考察しなければならないだろう。

企業集団の概念について、現行法の注解覚書は次のようにいっている。<sup>12)</sup>

「一般に、多くの企業が一つの経済的実体 (economisch eenheid) として、共通の経営 (gemeenschappelijke leiding) の下に行動する場合、企業集団が存在するといえるだろう」

法はこれ以上の詳しい説明をしていないが、ベックマン (H. Beckman) = ビンデンハ (A. J. Bindenga) = メエイヤー (W. N. Meijer) によれば、企業集団には、a. 経済的実体、b. 共通の経営、c. 支配権 (beslissende zeggenschap) という三つの条件があるという<sup>13)</sup>ある企業が、法的な組織の枠を越えて、単一の経済的組織体の構成単位となるかどうかというのが、第一の閑門である。そして、その経済的組織体に共通の意思、もしくは方向性を与えるための経営が、集団の頂点に存在しなくてはならない。さらに共通の意思を行動に転換するための、何らかの形での支配権が確立されていなければならない。これらの条件を満たす最も典型的な手段は、過半数持分所有 (meerderheidsdeelneming) である。しかし、すでに述べた通り、オランダでは、過半数持分所有による親会社・子会社の支配従属関係と企業集団とは、けっして同義ではない。もしそうであるなら、連結子会社を「企業集団に所属する子会社」などと、わざわざ限定する必要がないからである。企業集団の概念は、親会社・子会社の集合とは、オーバーラップすることはあっても、まったく別の集合でなくてはならない。

企業集団の性格を明らかにするために、もう一つの別のアプローチがある。企業集団の本質的要件からでなく、その具体的な構成単位から見る方法である。この点について、先の注解覚書は、一般に企業集団に所属するものとして、親会社、姉妹会社 (zustermaatschappijen)、子会社の三者を挙げている。しかし、これはあくまで单なる例示でしかない、と思われる。実務の現況によれば、実際に企業が連結する範囲はもっと広いからである<sup>14)</sup>それらの実務の適法性について問題になって

いないこと、現行法の連結除外義務の基準が企業集団概念に依存していることからして、両者の間に矛盾がないとすれば、企業集団の概念は、上記の三者を含む、もっと広い概念だと考えるのが妥当である。

ところで、オランダの会計基準は、この問題にとってきわめて示唆に富む一つの分析ツールを示している。連結会計に関する固定的投資の相互関係に関する図である(図1)。

現行法は、固定的投資の形態を、子会社 (dochtermaatschappij)、グループ会社 (groepsmaatschappij)、資本参加 (deelneming) の三つに分け、それぞれ次のように定義している。

①子会社 (54a条の1, 76条の1, 187条の1)

1. 法人 (親会社) が、単独または子会社・グループ会社と共同で、自己またはそれらの子会社・グループ会社の計算において、引受済資本金の過半数を提供している法人 (子会社)。
2. 法人 (親会社) が、無限責任を負うところのパートナーシップ 子会社の子会社 (孫会社)、孫会社の子会社 (曾孫会社) なども子会社の定義に含まれる (54a条の2, 76条の2, 187条の2)。

②グループ会社 (54a条の4, 76条の4, 187条の4)

他の法人と、一の企業集団として、結びついでいる法人またはパートナーシップ。

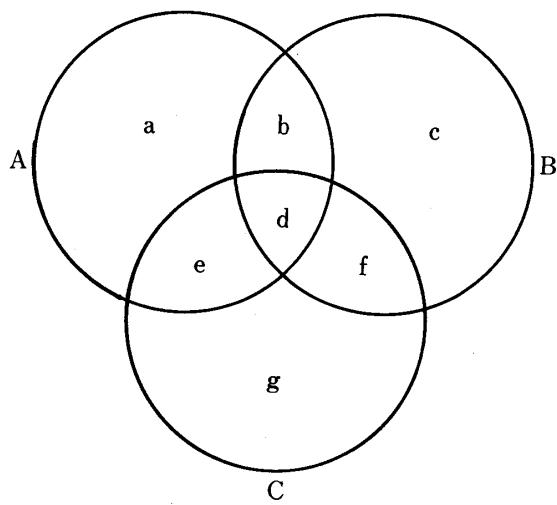
③資本参加<sup>15)</sup> (54a条の5, 76条の5, 187条の5)

法人またはその子会社が、そのいずれかの計算において、自己の経営活動に役立つ長期的な提携関係をつくるために、他の法人に資本を提供していること (または他のパートナー シップのパートナーとなっていること)。

図1は、現行法における、このグループ会社 (A)、資本参加 (B)、子会社 (C) の各集合間の相互関係を示すものである。

この各集合がオーバーラップすることで、七つの細かい小集合がつくれる。図1では、それぞれa～gで示されている。aは子会社でも資本参加でもない純粹なグループ会社である。この集合

図1 固定的投資形態の相互関係



A : グループ会社

B : 資本参加

C : 子会社

(van RJ., Richtlijnen voor de Jaarverslaggeving,  
Bijlage bij hoofdstuk 2.03 paragraaf 1)

の例として姉妹会社がある。たとえば、シェル石油の持株会社を共同経営するイギリス系のシェル・トランスポーティング (The Shell Transport and Trading Company) とオランダ系のオランダ石油会社 (N. V. Koninklijke Nederlandse Petroleum Maatschappij) の両親会社の関係がこれに該当する。いわゆる水平的企業集団（水平グループ）である。bは資本参加たるグループ会社で、子会社には該当しないものである。通常、経営支配権のある半数以下持分 (minderheiddeelnemig) と呼ばれている。cは一般にいう資本参加で、持分法適用会社である<sup>16)</sup> dはいわゆる典型的な「企業集団に所属する子会社」の例で、現行法の連結義務により連結が義務づけられている。eは企業集団には所属するが、親会社との間に資本参加の要件（注15を参照）である長期的な提携関係が成立していない子会社で、このような会社として、一時所有の子会社が例示されている。fは長期的提携関係はあるものの、企業集団に必要な経営支配権

の確立されていない子会社で、bの反対概念に相当する。gは資本参加にもグループ会社にも該当しない子会社で、単なる過半数持分所有の投資ともいべきものである。例としては、すでに売却されたが移転手続きの完了していない子会社などが考えられる。

現行法の連結規定とこの相互関係図の比較による対応関係は、次のようにになる。まず、379条の6にいう連結子会社、つまり典型的な企業集団に所属する子会社 (dの集合) と一時所有であるが企業集団に所属する子会社 (eの集合)、が原則的な連結範囲である。そして、その他のグループ会社たる姉妹会社 (aの集合)、姉妹会社でも子会社でもないが資本参加の三要素を充足する他のグループ会社 (bの集合) は、すべて任意連結の認められた連結資格会社である。またf、gの集合は392条の1hの適用により個別の財務情報を添付すべき子会社であり、cの集合は389条の1による持分法か、または384条の1の評価の基本原則を適用して原価もしくは時価で評価すべき資本参加である。

したがって固定的投資のすべての形態のうち、連結に含むことを強制されるか、または含むことのできる集合は、a、b、d、eだけということになる。これはAの集合 (= a + b + d + e) と同一である。つまり、固定的投資のうち、グループ会社だけが連結範囲を構成していることがわかる。しかし、だからといってグループ会社の集合=企業集団ではない。グループ会社は固定的投資の一形態であり、企業集団は投資側、被投資側を含めた全体概念のはずである。それゆえ構成単位からみれば、現行法にいう企業集団とは、全グループ会社とその親会社（これが中間親会社の場合は、さらに上位の究極親会社まで含む）からなる集合として捉える必要がある。当然のことながら、これらの全構成単位からなる企業集団としての構造に対し、その本質的要件たる、経済的実体、共通の経営、支配権の三要素が、あてはまるべきであることはいうまでもない。このように、企業集団は、親会社を中心として構成される一つの経営組織であるが、その経営支配が、单一の会社組織を構成しているとか、持分の過半数所有などの法的根拠による支配ではなく、それらを含むさら

に広範な支配的影響力によって確立された、一つの経済関係上の実体概念として捉えることができる。また、とりわけその中の親会社自体が、先のシェルの例を見るように、子会社を媒介にした水平的結合による小企業集団を含む概念であることにも注目したい。だから、ある企業集団が、さらに小さないくつかのサブグループを垂直的に統合した組織構造をとるとき、各サブグループの中間親会社が、単一の会社でなく姉妹会社同士の水平グループである場合も、オランダの企業集団概念には含まれている。

#### IV 第7号指令への調整法案

さて、第7号指令への調整法案では、基本的に、このような企業集団の概念、連結の基礎としての企業集団の思想が、さらに明確に打ち出されている。

第7号指令の国内法化に際して、当初オランダでは、二つの勢力による相対立する意見が主張されていた。その一方の代表は会計基準委員会（Raad voor de Jaarverslaggeving）である。調整法案が議會上程される約3ヶ月程前、原案の内示を受けた会計基準委員会は、一つの報告書<sup>17)</sup>を法務大臣に提出している。その中で会計基準委員会はきわめて第7号指令よりの立場を明確にしていた。そしてそのような立場から、連結除外してよいケースについて定めた第7号指令13条について、原案がその1（重要性の見地からの連結除外）とその2（単体では重要性がなくとも集合的に重要性のある場合の連結義務）を明文化したことを評価し、また明文化されなかったその3（a.長期間の支配権の制限、b.連結のための情報入手の困難性、c.転売目的での持分所有、を理由とした連結除外）も原案に「暗示的に」に盛り込まれているはずだ、と断定した。さらに、できれば、これは明文化する方が好ましく、とくに3cの明文化は不可欠であるとの判断を示した。

これに対して、会社法の改廃に関する法務大臣の諮問機関である会社法委員会（Commissie Vennootschapsrecht）は、これとまったく反対の立場をとった<sup>18)</sup>とくに第7号指令13条の2と13条の3の国内法化に反対したのである。会社法委員会は、オランダ法が「アングロ・サクソン的伝統

や第7号指令」と異なり、子会社概念ではなく、企業集団概念を基礎としている、という基本的な立場をとっている。このような観点からすると、第7号指令13条の3の場合は企業集団への帰属性からみても当然強制連結の対象にならないから敢えて明文化する必要もないし、わざわざこのようないケースを限定列挙することは、列挙された以外の理由で企業集団に所属しない子会社のケースについてまったく言及しないことになって片手落ちである、またたとえ限定列挙された理由によって企業集団に所属する子会社の連結除外が行われるとしても、それが許される正当な根拠を明示していないと主張した。

この両者の対立に対し、法務省は最終的に会社法委員会側の立場を支持した。経済的意味での企業集団概念が実務でも連結の基礎となっているという認識からである。したがって、連結範囲については、現行法通り、企業集団への帰属性を原則的基準として定めるにとどめ、第7号指令13条の3の任意連結除外のケースについては敢えて言及しなかったのである。もちろん強行規定である第7号指令1条の子会社概念は採用し、これまで持分比率基準だった子会社の判別が支配力基準に変更された。同時に、従来の連結思想をさらに強化し、現行法では任意連結だった企業集団に所属する子会社以外のその他のグループ会社も、原則的に連結が義務づけられることになった。すなわち、子会社であれ姉妹会社であれ、企業集団に所属するものは強制連結が原則となったのである。

この法務省の姿勢は、議會での審議過程で法務省から提出された各修正法案の表現の変化に強く示されている。下記の法案406条（連結範囲）を見て欲しい（下線は筆者）。

##### ①406条原案

（その1）法人は、年次決算書の付属明細書中に、自己および一のグループとして結びついている子会社の財務情報についての連結年次決算書を開示する。法の要求する情報にとって必要な場合は、その他のグループ会社の情報も開示する。

##### （その2）省略

##### ②406条第1次修正案

（その1）法人は、年次決算書の付属明細書

中に、自己と以下のaおよびbに定めた会社の財務情報についての連結年次決算書を開示する。

- a. 法人と一緒に結びついている子会社
- b. 法の要求する情報にとって必要な、その他のグループ会社

(その2) 省略

(その3) 省略

### ③406条第2次修正案

(その1) 単独もしくは他のグループ会社と共にでグループの頂点に立つ法人は、その年次決算書の付属明細書中に、自己と企業集団に所属する子会社およびその他のグループ会社の財務情報についての連結年次決算書を開示する。

(その2) 省略

(その3) 省略

同じ意図の下に、法案の字句が三回修正されている。法案の注解覚書<sup>19)</sup>からすれば明らかのように、すべての企業集団所属会社の連結を義務づけることが当初からの立法趣旨であった。にもかかわらず、原案、第1次修正案では、親会社、子会社（支配力基準）が無条件強制連結で、その他のグループ会社は「真実の映像」要請に照らしての条件付き強制連結となっていた。しかし第2次修正案では、一転して、全企業集団所属会社が無条件強制連結となった。少なくとも法案条文の表現上はそう変化したように見える。もっとも、わが国と違って、法案とか草案とかが、初めはかなり不明確な表現でつくられることの多いオランダなので、実務上は条件付きでも無条件でも大差なしという理由で原案、第1次修正案のような表現となったのかもしれないが、いずれにせよ、現在審議中の第2次修正案では、明確に立法趣旨が明文化されたのである。

ただ、企業集団概念による連結基準の一元化に不都合な第7号指令13条の3の処理問題だけは、そう簡単に事が運ばなかった。第7号指令13条の3の任意連結除外に言及しないオランダの態度に対し、それを国内法に明文化するよう、E C委員会から口頭での強い申し入れが行われたのである<sup>20)</sup>。その結果、法案の第2次修正案では、第7号指令13条の3の理由による連結除外が全面的に認められることとなってしまった（407条の1）。

められることとなってしまった（407条の1）。

## V まとめ

さて、以上のような経過を踏まえ、最後に、調整法案にみる現段階（第2次修正案）での連結規定を整理し、オランダ連結会計の性格について総括しよう。もちろん調整法案は未確定であり、今後も若干の修正が予想されるから断定はできないものの、これまでの経緯から見て基本的な方針に大幅な変化はないと思われる。以下に要約を示す。

### ①強制連結（連結義務会社）

企業集団に所属する子会社・その他のグループ会社（406条の1, 2）

### ②任意連結（連結資格会社）

比例連結するジョイントベンチャー（409条）

### ③連結除外義務

連結によって真実の映像を損なう活動範囲の異なるグループ会社（406条の3）

### ④任意連結除外

1.重要性の見地から除外できるグループ会社、単体では重要性がなくとも、それらが集まって集合的に重要性をもつ場合は、連結義務あり（407条の1a）

2.連結に必要な情報の入手に不相応なコストがかかるか、または入手が極端に遅延するグループ会社（407条の1b）

3.譲渡目的で持分所有するグループ会社（407条の1c）

4.特定の小規模会社<sup>21)</sup>（407条の2）

5.持株会社として、経営支配権をもつ姉妹会社と共同でグループ会社を経営する自社の財務情報<sup>22)</sup>（407条の3）

### ⑤連結年次決算書作成義務免除会社

1.408条適用会社（中間親会社）

2.403条適用会社（企業集団に所属し、特定の条件を満たす会社）

調整法案の連結規定の第一の特徴は、再三の指摘の通り、連結会計の基礎としての企業集団思想の明確化である。子会社の判別基準が持分比率基準から支配力基準に変わったことで、実質的に子会社概念はグループ会社の部分集合として、その中に包含されてしまった。原則的な連結範囲を定

めた406条には、子会社という字句がでてくるものの、その他はすべてグループ会社に統一されている。つまり連結範囲は完全に企業集団=グループとなったのである。連結除外義務を定めた406条の3には、真実の映像、異種業種という二つの条件に見合うグループ会社が挙げられているが、現行法では連結により真実の映像を損なう会社として異種業種子会社が例示されており、その理由として企業集団への帰属性が指摘されていることからして、この規定が企業集団に所属しなくなったグループ会社を意図していることがわかる。このことからも、調整法案では、連結と企業集団の概念がより密接にかかわっているといえる。

しかし、それとは反対に、第7号指令の影響によって、企業集団の概念自体が若干曖昧になってきた。法務省サイドは、企業集団の概念に変更はないといっているが<sup>23)</sup>、連結除外を限定列举で認めることによって(407条)、会社法委員会が懸念したように、連結基準の一元化における理論的一貫性が崩れ始めている。ただ、これらが強行規定でなく任意適用だということを考慮すれば、その採否の適法性は最優先原則たる真実の映像要請(362条の1)に委ねられることになり、結果的にこのような例外規定よりも基本原則としての企業集団への帰属性判定が重みをもってくるとも考えられる。もちろん、第7号指令の受容が理論的見地から行われているのではないこと、オランダ国内にもジョイントベンチャーなどの例外的な連結慣行があることからして、理論的、観念的な原則論だけでは問題が解決できないのは確かである。したがって、このような実務的解決を妥協と見るか、従前のように解釈論で自国の立場を正当化する余地を残すための問題の先送りと見るかは、なかなか微妙なものがある。

いずれにしても、オランダの連結会計が、企業集団という確固たる概念的枠組みから出発していることについては異論がないであろう。これはまさに、国内に多くの多国籍企業群を抱える開放国家オランダならではの先進性を示すものであり、1990年からの調整法案の適用に向けて、いっそう内外の注目を集めるものと思われる。

## 注

- 1) "Memorie van Toelichting", *Bijzondere bepalingen voor de geconsolideerde Jaarrekening (voorstel van wet (van 11 December 1986))*, alinea 1.
- 2) Wessel, P. A., "De EG-richtlijn voor de geconsolideerde verslaggeving", *de accountant*, nr. 2/ oktober 1983, blz. 69
- 3) 現行法では、連結計算書を示す用語として、企業集団年次決算書(groepsjaarrekening)という表現が使われている。これは下記の三方式の計算書を包括する概念であり、現行法では、それらの三方法の任意選択を認めている。
  - ①連結年次決算書(Geconsolideerde jaarrekening)  
いわゆる通常の連結計算書のこと、オランダでも使用される頻度が高い。
  - ②結合年次決算書(Samengevoegde jaarrekening)  
自社(親会社)の財務情報を連結から除外し、グループ会社の財務情報だけを連結した計算書。この形式の企業集団年次決算書は、ある企業が他の企業と、その管理の下に、グループ会社の単なる持株会社を共同経営しているような場合に、妥当な計算書と考えられている(Raad voor de jaarverslaggeving, *Richtlijnen voor de jaarverslaggeving*, losbladig uitgave, Kluwer, blz. 2.03-23)。
  - ③複数セットの企業集団年次決算書(Meer dan één groepsjaarrekening)  
業種の違いなどにより、企業集団が明らかにいくつかのサブグループに分けられる場合、各サブグループごとに作成された連結計算書のセット。
- 4) Beckman, H. en Volgenant jr., O. M., *Documentatie rond de jaarrekening*, losbladig uitgave, Kluwer, blz. 6.01-71d
- 5) Zie Beckman, H., Bindenga, A. J. en Meijer, W. N., *Compendium voor de jaarrekening*, losbladig uitgave, Kluwer, blz. 3.4.1-02.

今日では、「異質企業にあってもこれをできるだけ連結に含めることを原則とする」という一般的傾向となってきたことに注目しなければ

- ならない」(武田隆二著「連結財務諸表」国元書房、昭52、116頁) という有力な意見があるが、オランダのこの例も、異種企業を連結に含めようとする国際的な傾向に逆行するものというより、まさに「営業活動の同質性」という観点からの連結から、漸次、営業活動の一体性という観点からの連結へとその連結の範囲は拡大されてきている」(同114頁) という傾向に沿うものと考えられる。つまり異種企業の連結、非連結の判断は、まず第一に、その企業が企業集団として「一体性」を有するか否かが重要であって、この場合も、企業集団としての一体性を欠く場合の連結除外の例といえる。
- 6) see International Accounting Standard NO.3 "Consolidated Financial Statements"
- 7) Klaassen, J., "The Netherlands and The Seventh Directive", *International Group Accounting* (edited by S. J. Gray and A. G. Coenenberg), Croom Helm 1988, p. 120
- 8) ジョイントベンチャーに関しては、原則として企業集団に所属しないので、当然、連結除外となる。子会社であるジョイントベンチャーの場合は、392条の1hを適用して、それらの個別情報を年次決算書の「その他の情報」区分に別に添付する必要があるが、関連する複数のジョイントベンチャーが一つのグループを形成する場合は、それらだけを連結した結合年次決算書をそれに代えることが認められている。しかし実務ではジョイントベンチャーを連結に含める場合が見られる (Zie NIVRA, *Onderzoek Jaarverslagen 1981* (NIVRA geschriften nr. 29, Kluwer 1983, blz. 42), en *Onderzoek jaarverslaggeving 1984* (NIVRA geschriften nr. 39, Kluwer 1985, blz. 49)). このことからすれば、現行法は企業集団概念を連結の出発点としているにもかかわらず、ジョイントベンチャーの比例連結については禁止していないようにも見える。(Beckman, H., Bindenga, A. J. en Meijer, W. N., t. a, p., blz 3.4.1-04). しかし、商事法廷 (Ondernemingskamer) の判例 ("Pakhoed" の1977年の年次決算書, "HAL (Ultramarco)" の1975年の年次決算書) では、例外的な場合にだけこの方法の適用が認められる、としている

(Beckman, H. & Buningh, C.A., *De Jaarrekening, derde gewijzigde druk*, H. E. Stenfert Kroese B. V. 1982, blz. 177)

- 9) 子会社単位では重要性がなくとも、それらが複数集まって集合的に重要性をもつ場合は、連結除外できない (Richtlijnen voor de Jaarverslaggeving 2.03.303).
- 10) 404a条適用会社は中間親会社(tussenholdings)と呼ばれる会社で、それ自身が外国親会社の子会社であり、税制上の特典を受ける目的で、外国親会社の他の子会社の持株会社としてオランダに設立される会社である。中間親会社も子会社をもつ限り、当然379条の6の連結義務に従わなければならない。しかし、特定の条件を満たす場合、中間親会社はこの下部連結を免除されており(deelconsolidatievrijstelling)、下部子会社の企業集団年次決算書(379条の6)や個別情報(392条の1h)を、附属明細書にもその他の情報区分にも、開示することができる。
- 404a条にいう条件とは以下のもので、そのすべてに該当する場合に、下部連結の免除が適用される。
- ①上場会社ではない。
  - ②持分比率90%超の株主の合意がある。
  - ③中間親会社が連結されている究極親会社の企業集団年次決算書、営業報告書、監査報告書がオランダで公告されている。
  - ④究極親会社の企業集団年次決算書の作成、監査が第7号指令または同等の方法(国際会計基準)に従っている。
  - ⑤中間親会社の個別年次決算書の付属明細書に、必要な情報(404a条適用の旨、法定書類の縦覧場所(究極親会社)の名称と所在地、公告の行われた登記所)が開示されている。
- 11) 403条適用会社とは企業集団に所属する会社で、下記のすべての条件を満たす場合に、現行法に規定するような年次決算書の作成、監査義務が免除される会社である(株式会社以外は公告義務も免除)。したがって、当然連結書類の開示義務もない。この規定は第4号指令57条の国内法化として設けられ、ルクセンブルクを除く他のEC諸国では見られない規定である。一般に

- 企業集団免除 (groepsvrijstelling) と呼ばれて  
いる。404 a 条にいう下部連結免除を適用した  
オランダ中間親会社のグループ会社は企業集団  
免除が適用できない。
- ①上場会社、無記名証券発行会社、保険会社、  
信用機関でない。
  - ②要約貸借対照表、要約損益計算書を作成して  
いる。
  - ③全株主の合意がある。
  - ④自己の財務情報がE C内の親会社の企業集団  
年次決算書に連結されている。
  - ⑤親会社の企業集団年次決算書の作成、監査、  
公告が第4号指令に従っている。
  - ⑥403条適用の旨を開示している。
  - ⑦親会社がこの403条適用会社の債務について  
責任を負う旨書面で宣言している。
  - ⑧必要な情報（原則として、③の株主の合意書、  
⑦の宣言書、親会社の企業集団年次決算書、  
監査報告書）を公告している。
- 12) "Memorie van Toelichting", *Aanpassing van de wetgeving aan de vierde richtlijn van de Raad van de Europese Gemeenschappen inzake het vennootschapsrecht, Artikel II onderdeel C.*
- 13) Beckman, H., Bindenga, A. J. n Meijer, W. N., t. a. p., blz. 2.2.1-01
- 14) 1984会計年度（現行法の適用開始年度）の上場  
企業の年次決算書を対象に、オランダ登録会計  
士協会 (NIVRA) が実施した調査によれば（重  
複回答）、実際の連結範囲は、a.全グループ会  
社 (29%), b.全子会社 (63%), c.持分が過  
半数に満たないが影響力の行使できる資本参加  
を含む場合 (8%), d.その他 (23%) となっ  
ている。 (NIVRA (1985), t. a. p., blz. 48)
- 15) 資本参加は、上記のような定義以外に、出資比  
率が引受済資本金の20%以上という形式基準が  
決められている。しかし会計基準によれば  
(2.03.104)，資本参加にとって重要なのは定  
義された実質的な内容のほうで、形式基準を満  
たしていても内容に合致しない場合は資本参加  
とはみなされない。つまり実質が優先するので  
ある。この実質基準ともいるべき定義の内容は、  
要約すれば、a.資本提供、b.長期的提携関係  
の存在、c.自己の営業活動への貢献、の三点

である。

- 16) オランダでは持分法(vermogensmutatiemethode)  
として、次の4方法が知られている。a.資本  
参加を、投資会社の持分に相当する被投資会社  
の名目自己資本で評価する方法、b.純資産価  
値(netto-vermogenswaarde)または本質的価値  
(intrinsieke waarde)と呼ばれる方法、c.原  
価基準による評価をその後の持分変化で調整す  
る方法、d.再評価基準による評価をその後の  
持分変化で調整する方法。最初の方法aは法で  
使用が禁じられている。二番目の方法bがオラ  
ンダで最も一般的な方法で、資本参加の評価基  
準および被投資会社の損益における持分の算定  
基準を投資会社の評価基準と一致させる方法で  
ある。この方法を最初に適用する場合、資本参  
加の取得価額には関係なく、被投資会社の資産、  
負債・資本を時価（公正価額）で評価する。こ  
れが純資産価値であり、資本参加の評価額とな  
る。ただし、投資会社の評価基準が原価基準の  
場合は、この純資産価値がそれ以後の資本参加  
の原価となるが、投資会社が時価基準によって  
いる場合は、この純資産価値を毎期時価で評価  
替えなければならない。当初の純資産価値が  
資本参加の取得価額より低い場合は、その差額  
を直ちに費用計上するか、自己資本（再評価剩  
余金）にチャージするか、または営業権として  
資産計上し原則として5年内に償却する。当  
初の純資産価値が資本参加の取得価額より高い  
場合は、いわゆる負の営業権(negatieve  
goodwill)が発生するので、その差額を再評価  
剰余金として積み立てる。第三の方法cは、一  
般にいう普通の持分法である。第四の方法dは  
資本参加の取得価額を最初だけ時価で再評価す  
る方法で、それ以外は普通の持分法と変わらな  
い。(Beckman, H., *De Jaarrekening*, vierde gewi  
jzigde druk, H. E. Stenfert Kroese B. V. 1984,  
blz. 242-244)
- 17) Raad voor de Jaarverslaggeving, *Advies van de  
Raad voor de Jaarverslaggeving inzake Voorontwerp  
van wet inzake de aanpassing van de Nederlandse  
wetgeving aan de Zevende EEG-richtlijn inzake het  
vennootschapsrecht betreffende de geconsolideerde  
jaarrekening*, 20 augustus 1986.

18) *Memorie van Toelichting* (*voorstel van wet van 11 December 1986*), alinea 6.

19) *ibid.*, alinea 7

20) Zie *Toelichting van Tweede Nota van Wijziging van wetsvoorstel* (*onder art. 407*), 18 mei 1988.

21) 以下の全条件を満たす場合に適用できる。

①396条にいう小規模会社である。

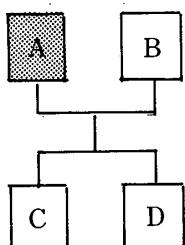
②400条適用会社（信用機関）でない。

③上場会社でない。

④持分比率90%超の株主の合意がある。

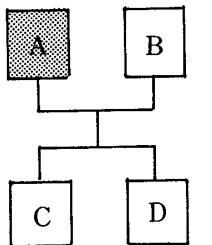
22) 持株会社として、姉妹会社とともにグループ会社の経営にあたる場合は、下図のように、水平グループ〔1〕の場合と、水平グループ〔2〕の場合がある。自社をA、姉妹会社をBとしたとき、〔1〕では自社にグループの経営権があり、〔2〕では姉妹会社に経営権がある。調整法案では、〔1〕の場合にはAにグループ全企業（A, B, C, D）の連結を義務づけているが、〔2〕の場合はAの情報はBの連結年次決算書に連結されるので、Aが独自にBを除くグループ（A, C, D）の連結年次決算書を作成する場合、Aの情報を除く下部集団（C, D）だけの連結年次決算書の作成も認めている。

水平グループ〔1〕                  水平グループ〔2〕



A, B は姉妹会社

A は経営権あり



A, B は姉妹会社

B は経営権あり

23) *Memorie van Antwoord van wetsvoorstel* (*onder art. 1/24a*), 27 oktober 1978.

※本論文の査読者は森川八洲男（明治大学商学部）、  
黒田全紀（神戸大学経営学部）の両氏である（順  
不同）。